

給水企業に対する水質、給水施設等の管理基準

佐賀県東部工業用水道管理事務所

(工業用水道の使用について)

東部工業用水道は、公営企業であり、工業用水として企業へ給水する義務があり。使用者は佐賀県東部工業用水道使用料条例施行規定第3条（使用の申請）の規定に基づくもので、使用目的以外の飲料水及び農業用水等に使用してはならない。

(給水施設及び流末施設)

工業用水道の配水管から分岐して量水器までを給水施設という。また、量水器以後より受水槽までを流末施設という。

(責任分界)

工業用水道の配水管と給水管の責任分界点は、原則として管理者が定める公道上の制水弁とする。

(管の取り出し)

工業用水道の配水管より給水管を分岐して取り出す場合は、T字管または、割T字管等を使用すること。

(最低使用水量)

時間均等給水であり、安定給水を図るため最低使用水量を100m³/日とする。

(給水方式)

1. 工業用水の使用は、時間均等給水であるため受水槽式給水とする。
2. 上水管または専用水道管と工業用水道管とは接続連結してはならない。
3. 工場内のタンク等に揚水するためにポンプを設置する場合は、給水管に直結せず受水槽より揚水すること。

(受水槽)

1. 受水槽の容量については、使用水量の時間的変化を完全に吸収するものとし、不意の断水時にも十分対応できる容量のものとする。
2. 受水槽には、流量変動が生じるような弁類（ボールタップ・電磁弁）は設けてはならない。
3. 受水槽への給水は落とし込みとし、給水管の出口はタンクの満水水面からその管径以上の高さ（最小50mm）に設けること。

(給水施設の表示)

工業用水道の施設には、他の水道給水施設との識別のため判別標識を設けること。

(管径)

給水管の管径は、受水槽までの損失水頭を考慮し、設計水量を十分に供給できるだけの大きさとする。

(管種)

管材は、ダクタイル鋳鉄管、鋼管、塩化ビニル管を用い、その品質、形状、寸法はそれぞれの規格に適合するものとする。

(非常用水の準備)

配水管の事故や、工事のための断水に備え、受水槽に水道水を引き込む等の対策を講じること。

(水質の基準)

水質の基準は、濁度10PPM以下、水素イオン濃度(PH)6.0~8.0とする。

(有機物対策)

工業用水道は、塩素処理を行わないので微小な有機物の混入は避けられない。使用者は必要に応じその対策を講じること。また、未対策のため使用者が損害を受けても、管理者は賠償の責を負わない。

(給水施設の管理)

1. 使用者は給水施設について、工業用水の正常な流れを妨げてはならない。また、他の者がそのような行為をしないように巡視しなければならない。
2. 使用者は、給水施設に異常があると認めたときは、直ちに管理者に届けるとともに、修繕等の措置を講じなければならない。
3. 使用者は、給水施設のうち、制水弁及び量水器についてはその取り扱いを管理者に委任し、これらの設備に手を触れてはならないが、定期的な点検及びフィルターの清掃は管理者の承諾の上1~2週間毎に使用者により行うものとする。

(量水器周辺)

1. 量水器は原則として給水管と同口径のものを吐き出し口より低位に水平に設置すること。
2. 設置場所は敷地内の点検しやすく危険のない場所であって、乾燥して汚水が入らない箇所を選定すること。
3. 量水器の点検、修理等のために給水管径の2/3程度のバイパス管を設けること。
4. 量水器保護等のためのフィルターは、工具なしまたはレンチ等で容易に取り外し清

掃できるものとする。

5. 量水器及バイパス管は、点検、修理の場合に支障の無いように設けること。

(量水器の修理)

1. 量水器は、計量法の適用を受けるものは、法に定める検定検査に合格したものを、また、適用を受けないものは所定の検査で合格と認めたものを設置しなければならない。
2. 量水器の修理を行うには、計量法によって許可を得た製造業者、修理業者に委託しなければならない。

(検査)

1. 管理者は、工業用水の適正な給水を保持するために必要があると認めるときは、給水施設及び流末施設を調査することができるものとし、これを拒んではならない。
2. 管理者は、調査を行った結果、不適当な箇所を発見した場合、改善を命じ使用者は、直ちにその命に従わなければならない。

(使用の申請)

工業用水を新たに使用し、又は工業用水の使用を変更しようとする者は、工業用水（変更）申請書（様式第1号）を提出し、管理者は、その内容を審査した上で工業用水道使用決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(使用の中止)

使用者は、工業用水の使用を中止または、終了しようとする場合は、その予定日の一月前までに工業用水使用中止届出書（様式第4号）を管理者に届けなければならない。

(給水施設に関する工事)

1. 給水施設の工事（新設、修繕、改造等）は、使用者自らその負担において施工するものとする。
2. 使用者は、工事を施工しようとする場合、あらかじめ給水施設工事施工承認申請書（様式第6号）を提出し、管理者の承認を受けなければならない。
3. 管理者はその申請書の提出があった場合、内容を審査し、その結果を給水施設工事施工承認書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。
4. 給水施設の工事設計は、この本基準及び、工業用水道施設設計指針・解説（社団法人日本工業用水協会発行）等を基に設計するものとする。

(工事の成工検査)

1. 使用者が、給水施設の工事を完了した場合は、給水施設成工検査申請書（様式第8号）を提出し、管理者の検査を受けなければならない。
2. 管理者は、成工検査申請があった場合は、その内容を検査し、結果を給水施設成工認定書（様式第9号）または、給水施設成工検査結果通知書（様式第10号）により、使用者に通知するものとする。

(排水報告の義務)

使用者は、河川に放流する者から次に定めるところにより排水量及び排水の水質測定を毎月行い、翌月の五日までにその結果を報告しなければならない。

- (1) 排水量の測定は、週一回行い測定の場合及び天気を明記すること。
- (2) 排水の水質の測定は、毎月二回（5日及び20日を目安）採取し、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び、水温を日本工業規格に定めるところにより行い、採取の場所及び、天気を明記すること。

(各申請書の審査期間)

この基準に定める各申請書の審査期間は、各申請書の受領後14日以内とする。

(基本及び超過水量の期間)

1. 「基本使用水量」の期間は3ヶ月以上とし、使用の変更は月の初めからとする。
2. 「超過使用水量」の期間は3ヶ月未満とする。
3. 前記により難い場合は別途検討する。

(施行日)

この基準は、平成5年10月20日から施行する。

平成7年8月1日一部改正	(各申請書の審査期間)
平成19年5月31日一部改正	(基本及び超過水量の期間)
平成23年5月23日一部改正	(給水施設に関する工事)